



騒音・振動の法規制と届出義務

I 騒音規制法・振動規制法による規制

指定地域内に特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）の事業者は、その特定工場等に係る規制基準を守らなければならない。また、特定施設を設置や変更する場合には、届け出なければならない。

1. 特定施設

(1) 騒音に係る特定施設

施設の種類	規模・能力
(1) 金属加工機械	
イ. 圧延機械	原動機の定格出力の合計22.5kw以上のもの。
ロ. 製管機械	すべてのもの。
ハ. ベンディングマシン	ロール式のものであって原動機の定格出力3.75kw以上のもの。
ニ. 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ホ. 機械プレス	呼び加圧能力30重量トン以上のもの。
ヘ. せん断機	原動機の定格出力3.75kw以上のもの。
ト. 鍛造機	すべてのもの。
チ. ワイヤフォーミングマシン	すべてのもの。
リ. ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
ヌ. タンブラー	すべてのもの。
ル. 切断機	といしを用いるもの。
(2) 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力7.5kw以上のもの。
(3) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力7.5kw以上のもの。
(4) 織機	原動機を用いるもの。
(5) 建設用資材製造機械	
イ. コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの。
ロ. アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの。
(6) 穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力7.5kw以上のもの。
(7) 木材加工機械	
イ. ドラムバーカー	すべてのもの。
ロ. チッパー	原動機の定格出力2.25kw以上のもの。
ハ. 碎木機	すべてのもの。
ニ. 帯のご盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力1.5kw以上のもの。 木工用のものにあつては、原動機の定格出力2.25kw以上のもの。
ホ. 丸のご盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力1.5kw以上のもの。 木工用のものにあつては、原動機の定格出力2.25kw以上のもの。
ヘ. かな盤	原動機の定格出力2.25kw以上のもの。
(8) 抄紙機	すべてのもの。
(9) 印刷機械	原動機を用いるもの。
(10) 合成樹脂用射出成形機	すべてのもの。
(11) 鋳造型機	ジョルト式のもの。

(2) 振動に係る特定施設

施設の種類	規 模 ・ 能 力
(1) 金属加工機械 イ. 液圧プレス ロ. 機械プレス ハ. せん断機 ニ. 鍛造機 ホ. ワイヤフォーミングマシン	矯正プレスを除く。 すべてのもの。 原動機の定格出力が1kw以上のものに限る。 すべてのもの。 原動機の定格出力が37.5kw以上のものに限る。
(2) 圧 縮 機	原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。
(3) 土石用又は鉱物用の破 砕機、摩砕機、ふるい及 び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。
(4) 織 機	原動機を用いるものに限る。
(5) コンクリートブロックマシン コンクリート管製造機械 コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が29.5kw以上のものに限る。 原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限る。 原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限る。
(6) 木材加工機械 イ. ドラムバーカー ロ. チッパー	すべてのもの。 原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。
(7) 印刷機械	原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。
(8) ゴム練用又は合成樹脂練 用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上 のものに限る。
(9) 合成樹脂用射出成形機	すべてのもの。
(10) 鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

2. 指定地域

指定地域とは、住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として市長が指定した地域で、都市計画法の用途地域に応じて分けられている。

(1) 騒音に係る指定地域

区 域	区域に対応する都市計画法に定める用途地域
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域及び田園住居地域の区域
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域の区域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
第4種区域	工業地域の区域

(2) 振動に係る指定地域

区 域	区域に対応する都市計画法に定める用途地域
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域の区域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域

3. 特定工場等の規制基準

(1) 特定工場等に係る「騒音」の規制基準

[単位 デシベル (dB)]

区域 \ 時間	朝	昼	夕	夜
	午前6時～午前8時	午前8時～午後7時	午後7時～午後10時	午後10時～午前6時
第1種区域	45	50	40	40
第2種区域	50	60	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60

備考

- 1 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園（以下「学校・病院等」という。）の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5dBを減じた値とする。

(2) 特定工場等に係る「振動」の規制基準

[単位 デシベル (dB)]

区域 \ 時間	昼	夜
	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

備考

- 1 学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5dBを減じた値とする。

3. 特定施設の届出義務

次の場合は、福井市長に届け出なければならない。

- (1) 特定施設を設置しようとするとき。
- (2) すでに設置されている施設が、新たに特定施設に追加されたとき。
- (3) 特定施設の種類、数量又は使用の方法を変更しようとするとき。
- (4) 騒音・振動の防止の方法を変更しようとするとき。
- (5) 特定工場等の名称や代表者の氏名等に変更があったとき。
- (6) 特定施設のすべての使用を廃止したとき。

[備考] 下記のような軽微な変更の場合は、届出を要しません。

【騒音規制法の場合】

- ① 特定施設の種類ごとの数が、減少する場合及びその数を当該特定施設の種類に係る直近の届出により届出た数の2倍以内の数に増加する場合。
- ② 騒音の防止の方法の変更が、当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合。

【振動規制法の場合】

- ① 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合
- ② 振動の防止の方法の変更が、当該特定工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合。
- ③ 使用の方法の変更が、当該特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合。

II 福井市公害防止条例による騒音・振動規制

福井市公害防止条例（最新の改正：平成18年4月1日施行）では、指定地域に限らず市全域において、騒音及び振動に関する規制対象の範囲を小規模施設にも拡大し、規制基準や届出義務を適用することとしています。

【騒音に関する参考基準】

1 環境基準（環境基本法）

騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準。

（１）一般地域

[単位 デシベル（dB）]

地域の類型	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
AA 類型	50 以下	40 以下
A・B 類型	55 以下	45 以下
C 類型	60 以下	50 以下

- (注) 1. AA類型は、療養施設が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域。
2. A類型は、第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、田園住居地域。
3. B類型は、第1・2種住居地域、準住居地域。
4. C類型は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域。
5. 工業専用地域は、適用除外。

（２）道路に面する地域

[単位 デシベル（dB）]

地域の区分	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A類型のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B類型のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C類型のうち、車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間の特例（注1）	70 以下	65 以下

- (注1) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 dB以下、夜間にあっては40 dB以下）によることができる。

2 深夜騒音の規制（福井県公害防止条例）

（１）深夜騒音の規制に係る営業の種類

営業の種類	(1) 飲食店及び喫茶店 (2) カラオケ装置を使用させて営む営業。 (3) ボウリング場営業 (4) 車両洗浄装置を使用し、又は使用させて営む営業
-------	---

（２）深夜騒音の規制基準

[単位 デシベル（dB）]

区域	午後11時～午前0時	午前0時～午前5時
第1種区域及び第2種区域	50	45
第3種区域	60	55
第4種区域、第5種区域及びその他の区域	55	50

- (注) 第1種区域から第4種区域までは騒音規制法の指定区域と同じ。第5種地域は工業専用地域、その他の区域は第1種から第5種以外の区域
上記のうち、第4種区域、第5種区域又はその他の区域において、営業を営む場所の周囲おおむね50m以内に住居等がない場合にあっては、この規定は適用しない。